

議 案 第 20 号

松戸市学童災害共済条例を廃止する条例の制定について

松戸市学童災害共済条例を廃止する条例を別紙のように定める。

平成30年8月31日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

子ども医療費助成制度の定着により、医療費に係る保護者負担が軽減されたことに伴い、学童災害共済制度を廃止するため。

## 松戸市学童災害共済条例を廃止する条例

松戸市学童災害共済条例（昭和47年松戸市条例第42号）は、廃止する。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、平成32年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による廃止前の松戸市学童災害共済条例に基づき支給すべき事由の生じた学童災害共済見舞金については、同条例の規定は、なおその効力を有する。

#### （松戸市学童災害共済基金条例の廃止）

- 3 松戸市学童災害共済基金条例（昭和47年松戸市条例第43号）は、廃止する。

#### （特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正）

- 4 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表2学童災害共済審査会委員の項を削る。